

33100

岡山県

岡山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
岡山市企業立 地促進奨励金 交付要綱	H14.4 R2.4 一部改正	<p>【対象】 製造工場、研究所等の新增設</p> <p>【敷地面積】 ・公的団地用地 1,000 m²以上 ・民有地 2,000 m²(製造工場 5,000 m²)以上</p> <p>【固定資産投資額】 ・製造工場 5億円(中小企業2億円)以上 ・研究所等 2億円(中小企業1億円)以上</p> <p>【新規常用雇用者】 ・製造工場 30人(中小企業10人)以上 ・研究所等 10人(中小企業5人)以上 ※常用雇用者…岡山県内に住所又は居所を有し、健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入している者</p> <p>【その他要件】 ・新たに用地を取得(賃借)し、3年以内に建設に着手 ※増設の場合、工場を新設するために用地を取得(賃借)した日から10年以内に建設着手 ・当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続していること ・営利法人であること ・対象事業の開始後、10年以上事業継続すること</p>	<p>企業立地促進奨励金</p> <p>○土地補助金、建物補助金 ・土地固定資産評価額×3% +建物固定資産評価額×9% ・限度額3億円 ※増設の場合、土地補助金なし、建物補助金補助率、限度額ともに1/2</p> <p>○人材確保奨励金 ・市内に住所を有する新規常用雇用者1人あたり20万円(障害者は1人あたり40万円) ・限度額なし</p>
岡山市物流施設誘致促進奨励金交付要綱	H14.4 R2.4 一部改正	<p>【対象】 物流施設の新増設</p> <p>【敷地面積】 ・公的団地用地 1,000 m²以上 ・民有地 5,000 m²以上 ※民有地の場合は、市街化調整区域内において、物流総合効率化法又は産業振興型地区計画の手続きを経たものに限る</p> <p>【固定資産投資額】 5億円(中小企業2億円)以上</p> <p>【新規常用雇用者】</p>	<p>物流施設誘致促進奨励金</p> <p>○土地補助金、建物補助金 ・土地固定資産評価額×3% +建物固定資産評価額×9% (限度額3億円) ※増設の場合、土地補助金なし、建物補助金補助率、限度額ともに1/2</p> <p>○人材確保奨励金</p>

		<p>10人(中小企業5人)以上</p> <p>※常用雇用者…岡山県内に住所又は居所を有し、健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入している者</p> <p>【その他要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに用地を取得(賃借)し、3年以内に建設に着手又は遊休地内での建設に着手 <p>※遊休地…事業者が既に取得している民有地であって、取得日から3年を超えてその土地の全部が事業の用に供されていないもの</p> <p>※増設の場合、物流施設を新設するために用地を取得(賃借)した日から10年以内に建設着手(遊休地における増設の場合、新設工事に着手した日から10年以内に建設に着手すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続していること ・営利法人であること ・対象事業の開始後、10年以上事業継続すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する新規常用雇用者1人あたり20万円(障害者は1人あたり40万円) ・限度額なし
岡山市IT・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金交付要綱	H24.4 R2.4 一部改正	<p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT・デジタルコンテンツ産業(ソフトウェア業、インターネット付随サービス業、映画・ビデオ制作業、アニメーション制作業、デザイン業) ・バックオフィス <p>【新規常用雇用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT・デジタルコンテンツ産業 5人以上 ・バックオフィス 10人以上 <p>※常用雇用者…岡山県内に住所又は居所を有し、健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入している者</p> <p>【その他要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続していること ・営利法人であること ・対象事業の開始後、5年以上事業継続すること 	<p>IT・デジタルコンテンツ産業等推進事業補助金</p> <p>○設備補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所整備費(施設整備費、事務機器購入費)×1/2 ・限度額 IT・デジタルコンテンツ産業 500万円 バックオフィス 300万円 <p>○人材確保奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する新規常用雇用者1人あたり60万円(障害者は1人あたり120万円) ・限度額なし
岡山市本社・中四国支店等立地推進事業補助金交付要綱	H26.3 R2.4 一部改正	<p>【対象】</p> <p>本社、本社機能、中四国支店等を建設又は賃借等して行う事業</p> <p><建設型></p> <p>【面積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社、本社機能、中四国支店の新設敷地面積500㎡(又は延床面積750㎡)以上 	<p>本社・中四国支店等立地推進事業補助金</p> <p><建設型></p> <p>○土地補助金、建物補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地固定資産評価額×3% +建物固定資産評価額×9%

		<p>・本社機能、中四国支店の拡充 延床面積 750 m²以上純増</p> <p>【固定資産投資額】 2億円以上(中小企業1億円以上)</p> <p>【新規常用雇用者】 10人以上(中小企業5人以上)</p> <p>※本社機能の場合 3人以上 <非建設型></p> <p>【新規常用雇用者】 5人以上</p> <p>※本社機能の場合 3人以上</p> <p>※岡山支店等からの昇格、既存中四国支店等、又は既存本社機能の拡充の場合 3人(常用雇用者の合計5人)以上</p> <p>・マンション入居は対象外 <建設型・非建設型共通></p> <p>【その他要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続していること ・営利法人であること ・対象事業の開始後、<建設型>は10年以上、<非建設型>は5年以上事業継続すること ・本社、本社機能、中四国支店等を登記、又は対外的に表示すること <p>※常用雇用者…岡山県内に住所又は居所を有し、健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入している者</p>	<p>(限度額3億円)</p> <p>※増設の場合、補助率、限度額ともに1/2</p> <p><非建設型></p> <p>○設備補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所整備費(施設整備費、事務機器購入費)×1/2 ・限度額300万円 <p>※事務機器のリースは対象外</p> <p><建設型・非建設型共通></p> <p>○人材確保奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する新規常用雇用者1人あたり60万円(障害者は1人あたり120万円) ・限度額なし
<p>岡山市再投資・ 拠点強化促進 奨励金交付要 綱</p>	<p>H29.3 R2.4 一部改正</p>	<p>【対象】</p> <p>事業開始後10年以上経過した製造工場、研究所で行う戦略的再投資、拠点強化及び生産性向上・職場環境改善型投資</p> <p>【敷地面積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的団地用地 1,000 m²以上 ・民有地 2,000 m²(製造工場 5,000 m²)以上 <p>【固定資産投資額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造工場 5億円(中小企業2億円)以上 ・研究所 2億円(中小企業1億円)以上 <p>【新規常用雇用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の維持又は創出が認められること <p>※常用雇用者…岡山県内に住所又は居所を有し、健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入している者</p> <p>【その他要件】</p>	<p>再投資・拠点強化促進奨励金</p> <p>○建物補助金、機械設備補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物固定資産評価額×9% +償却資産固定資産取得価格×3% ・限度額3億円 <p>※生産性向上・職場改善型投資の場合、補助率、限度額ともに1/2</p> <p>○人材確保奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する新規常用雇用者又は認定工場等に勤務することとなった者の

		<ul style="list-style-type: none"> ・当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続していること ・営利法人であること ・対象事業の開始後、10年以上事業継続すること 	<p>うち、新たに市内に住所を 定めた者 1人あたり 60 万 円(障害者は1人あたり 120 万円)</p> <p>・限度額なし</p>
--	--	---	---

33202

岡山県

倉敷市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
倉敷市企業立地促進奨励金交付要綱	H14.4	(1)公的団地に製造工場を新設する場合 ①土地取得面積 1,000 m ² 以上	○工場建設促進奨励金及び雇用促進奨励金 (1)建物固定資産評価額×9% +新規常用雇用数×30万円 ・限度額 3億円 (2)建物固定資産評価額×4.5% +新規常用雇用数×30万円 ・限度額 1.5億円 (3)建物固定資産評価額×9% +新規常用雇用数×30万円 ・限度額 3億円 (4)建物固定資産評価額×4.5% +新規常用雇用数×30万円 ・限度額 1.5億円 ※新規常用雇用者の住所地:市内 30万円、岡山県内の市外 15万円 ※増設(土地を取得後、10年以内に建設に着手)の場合、奨励金の限度額及び算式単価は1/2
		(2)民有地に製造工場を新設する場合 ①固定資産投資額 大企業:5億円以上、中小企業:2億円以上 ②土地取得面積 5,000 m ² 以上 ③新規常用雇用者 大企業:30人以上、中小企業:10人以上 (3)公的団地に研究所等を新設する場合 ①土地取得面積 1,000 m ² 以上 (4)民有地に研究所等を新設する場合 ①固定資産投資額 大企業:2億円以上、中小企業:1億円以上 ②土地取得面積 2,000 m ² 以上 ③新規常用雇用者 大企業:10人以上、中小企業:5人以上 ※土地を取得(賃貸)後3年以内に建設に着手	
		○市内全域 ○特定業種(新エネルギー・次世代自動車・航空機・水島港国際バルク戦略港湾関連) ○特定業種に係る製造工場を新設する場合、工場建設促進奨励金等の交付を受けたものであって以下の要件を全て満たすもの ①新たに取得した用地の総面積:5ha以上 ②工場建設に伴う固定資産投資額:20億円以上	○企業誘致促進奨励金 ・固定資産税等・事業所税相当額(土地を含む)、5年間(4、5年目は1/2) ・限度額なし
倉敷市物流施設誘致促進助成金交付要綱	H14.4	○公的団地 ○道路貨物運送業、倉庫業等を営む者が、自ら使用するための物流施設を新設する場合	○物流施設建設促進助成金及び雇用促進助成金 ・建物固定資産評価額×4.5%

		<p>○土地取得面積 1,000 m²以上</p> <p>※土地取得(賃貸)後3年以内に建設に着手</p>	<p>+ 新規常用雇用数×30 万円</p> <p>・限度額 3億円</p> <p>※増設、新規常用雇用については「企業立地促進奨励金」と同様</p>
倉敷市設備投資促進奨励金交付要綱	H18.12	<p>○市内全域</p> <p>○本市の区域内の工場等において増設等を行う場合</p> <p>・次の要件①又は②及び③を充たす事業者</p> <p>①増設等の場合</p> <p>・固定資産投資額 大企業:2億5千万円以上、中小企業:2千5百万円以上(特定業種 製造工場:大企業 20億円以上、中小企業5億円以上 試験研究施設:1億円以上)</p> <p>②代替本社機能設置(事業継続計画に定められた工場等において、本社に代わって事業を行うための設備又は装置を整備)の場合</p> <p>・固定資産投資額 大企業:1億円以上、中小企業:1千万円以上</p> <p>③環境保全対策、災害防止対策に関する適切な措置が講じられていること</p> <p>・対象 製造工場、研究所等、物流施設</p> <p>・対象となる設備投資 増設、移転、更新、代替本社機能設置</p> <p>※「更新」の場合は、従業員数が維持されており、次のいずれかに該当する場合に限る</p> <p>①生産が強化される場合</p> <p>②高付加価値化が推進される場合</p> <p>③環境負荷が軽減される場合</p> <p>※特定業種(新エネルギー・次世代自動車・航空機関連)</p> <p>※試験研究施設(製造工場の中にある施設であって、工業製品に係る基礎研究等を行うもの)</p> <p>※奨励金の認定単位は、増設等を行う事業目的を基準として、1事業ごとに認定</p>	<p>○設備投資促進奨励金</p> <p>・奨励金額</p> <p>固定資産税等相当額(土地を除く)×1/2、3年間</p> <p>・特定業種の場合</p> <p>固定資産税等相当額(土地を除く)、5年間(4、5年目は1/2)</p> <p>・限度額なし</p> <p>・制度適用期間</p> <p>令和3年7月 31 日までに工事に着手(申請書は、令和2年度末までに提出)</p>
本社機能移転等促進奨励金交付要綱	H27.4	<p>○市内全域</p> <p>○対象</p> <p>製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業等</p> <p>(1)市外に本社を置く企業</p>	<p>○本社機能移転等促進奨励金</p> <p>・転入常用雇用者 10 人まで1人あたり 30 万円、11 人目以降1人あたり 50 万円</p> <p>○市内雇用促進奨励金</p>

		<p>①転入及び新規常用雇員の合計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内へ本社又は本社機能を移転する場合 大企業5人以上、中小企業2人以上 ・市内へ研究所を設置する場合 2人以上 ・市内へ研修施設を設置する場合 2人以上 <p>②固定資産投資額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業2千万円以上、中小企業1千万円以上 <p>(2)市内に本社を置く企業</p> <p>①転入及び新規常用雇員の合計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分散していた本社機能を統合する場合 5人以上 ・市内にある研究所を強化する場合 2人以上 ・市内にある研修施設を強化する場合 2人以上 <p>②固定資産投資額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業2千万円以上、中小企業1千万円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内新規常用雇員1人あたり1年度目 10万円、2年度目 15万円、3年度目 25万円 ※限度額いずれも 2,500万円 ○本社機能移転等賃借料奨励金 ・土地・建物の賃借料の1/2を1年間 ・限度額 120万円 ・いずれも東京 23区からの移転の場合は、奨励金額、限度額が2倍 ・制度適用期間 R3年度末まで
オフィス開設奨励金交付要綱	R2.7	<ul style="list-style-type: none"> ○市内全域 ○市内にオフィス等を新たに開設する法人等 ○常用雇員数 5人以上 ○賃貸借契約期間 2年以上 ○対象業種 情報通信業(通信業等)、研究開発事業(自然科学研究所等)、専門技術サービスを提供する事業(デザイン業等) ○法人設立後3年間以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること ○支店登記すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○オフィス開設奨励金 ・オフィスの登記日から1年間分の賃借料(敷金等を除く)×1/2 ・限度額 120万円

33203

岡山県

津山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700	課税免除	固定資産税	3年間
企業立地促進法に基づく県基本計画で指定する集積区域	—	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、償却資産(構築物))	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
津山市企業立地 雇用促進奨励金 交付要綱	H19.3 H23.10 一部改正 H24.4 一部改正 H24.9 一部改正 H25.6 一部改正 H25.9 一部改正 H26.2 一部改正 H28.4 一部改正 H30.3 一部改正 R1.5 一部改正	○公的団地 製造工場、物流施設、研究所を立地する者 ・土地取得面積 1,000 m ² 以上 ○民有地 製造工場、研究所を立地する者 ・土地取得面積 2,000 m ² 以上かつ新規常用雇用者 10 人(中小企業5人)以上	◆工場等建設促進奨励金 ○家屋固定資産評価額×5% 償却資産取得額×5% (※津山産業・流通センターで用地取得日から3年以内に着工した場合に限り償却資産取得額×10%) ○制度適用期間(一部) R3 年度末まで ◆雇用促進奨励金 ○操業開始に伴う新規常用雇用者1人あたり下の金額を乗じた額 ・30 人まで:20 万円 ・31 人から 100 人まで:25 万円 ・101 人以上:30 万円 ※限度額 2億円 (工場等建設促進奨励金と雇用促進奨励金を合計した額) ----- 《分譲促進制度》※要件あり ※津山産業・流通センターの分譲用地を取得 ○用地の取得額×30%~50% ○制度適用期間 R3 年度末まで ※限度額 なし

			<p>《大規模宅盤の特例》※要件あり</p> <p>※津山産業・流通センターの大規模分譲用地を取得</p> <p>○10,000 m²の平地部分の取得額×50%</p> <p>○10,000 m²を超える平地部分の取得額×80%</p> <p>○制度適用期間 R3 年度末まで</p> <p>※限度額 なし</p>
			<p>《特別加算制度》※要件あり</p> <p>◆工場等建設促進奨励金</p> <p>○家屋固定資産評価額×10%</p> <p>償却資産取得額×10%</p> <p>◆雇用促進奨励金</p> <p>○操業開始に伴う新規常用雇用者1人あたり下の金額を乗じた額</p> <p>・1人あたり:50 万円 (本市在住者は1人あたり 70 万円)</p> <p>※限度額 3億円 (工場等建設促進奨励金と雇用促進奨励金を合計した額)</p> <p>○制度適用期間 R3 年度末まで</p>
大規模工場等立地促進奨励金交付要綱	<p>H22.7</p> <p>H24.3 一部改正</p> <p>H24.4 一部改正</p> <p>H24.9 一部改正</p> <p>H25.6 一部改正</p> <p>H26.2 一部改正</p> <p>H28.3 一部改正</p> <p>H30.3 一部改正</p> <p>R1.5 一部改正</p>	<p>津山産業・流通センター、久米産業団地等に大規模工場等を立地する者</p> <p>○特定業種以外の新規立地</p> <p>・共通要件:設備投資 100 億円以上、新規雇用者 100 人以上</p> <p>・津山産業・流通センター</p> <p>指定業種:超精密生産技術、バイオ関連、医療・福祉・健康関連、環境関連の4分野に属する製造業</p> <p>・久米産業団地</p> <p>特定業種以外の製造業</p> <p>○特定業種の新規立地</p> <p>設備投資額 50 億円以上、新規雇用者 20 人以上</p> <p>(ただし、食料品製造業に限り、要件は新規雇用者 50 人以上)</p>	<p>◆大規模工場等立地促進奨励金</p> <p>○特定業種以外の新規立地</p> <p>・津山産業・流通センター</p> <p>設備投資額×5%</p> <p>用地の取得額×50%</p> <p>※限度額 10 億円</p> <p>・久米産業団地</p> <p>設備投資額×2.5%</p> <p>※限度額 10 億円</p> <p>○特定業種の新規立地</p> <p>・津山産業・流通センター</p> <p>設備投資額×10%</p> <p>用地の取得額×50%</p> <p>※限度額 10 億円</p> <p>・久米産業団地</p> <p>設備投資額×10%</p> <p>※限度額 10 億円</p>

			<p>・民有地</p> <p>設備投資額×5%</p> <p>※限度額 5億円</p> <p>○市内操業企業が同一敷地内もしくは隣接地を取得し、特定業種、試験研究施設への新規参入した場合に対しても奨励措置あり。</p> <p>○制度適用期間 R3 年度末まで</p>
企業立地重点的 促進区域におけ る企業立地促進 奨励金交付要綱	H20.10 H22.7 一部改正 H24.4 一部改正 H25.9 一部改正 H28.3 一部改正 H30.3 一部改正 R1.5 一部改正	津山産業・流通センター、久米産業団地に製造工場、物流施設、研究所を立地する者(土地を取得、または賃借した日から3年以内に工事着手すること)	<p>◆企業立地促進奨励金</p> <p>○土地固定資産相当額×課税開始から5年度(※土地は取得後1年以内に着工した場合に限る)</p> <p>○家屋固定資産税相当額×課税開始から5年度</p> <p>○償却資産固定資産税相当額×課税開始から3年度</p> <p>《課税免除との重複不可》</p> <p>○企業立地促進法及び過疎法に基づく課税免除が適用される場合は、適用部分について、奨励金の交付対象としない。</p>
津山企業立地促進 利子助成金交 付要綱	H26.2 H28.3 一部改正 H30.3 一部改正 R2.1 一部改正	津山産業・流通センター、久米産業団地に製造工場、物流施設等を立地するための用地を取得(または賃借)した者(取得または賃借した日から3年以内に工事着手すること)	<p>◆利子助成金</p> <p>○上限利率 年 2.0%(延滞利息、保証料等は除く。)</p> <p>○工事着手日から満5年間(毎年1~12 月分を翌年交付)</p> <p>《奨励金相当額の控除》</p> <p>○津山市から立地にかかる奨励金があった場合は、対象融資残高から交付した奨励金相当額を差し引く。</p> <p>※限度額 年 2,000 万円 (12 ヶ月未満は月割)</p> <p>○制度適用期間 R3 年度末まで</p>
		○企業立地促進法に基づく岡山県基本計画で定める指定集積業種 生産設備(土地を除く)の取得価格 3,000 万円以上	
		○指定集積業種以外 生産設備(土地を除く)の取得価格 3,000 万円以上かつ新規常用雇用者 15 人以上	
		○津山産業・流通センター、久米産業団地への立地に伴う土地取得費及び設備資金として、金融機関から3,000 万円以上の融資を受けていること	
		○国、その他団体から対象となる利子に対する助成を受けていないこと	

33204

岡山県

玉野市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
玉野市企業立地雇用促進奨励金交付要綱	R2.4.1	次の要件のいずれにも該当する製造工場、研究所等、若しくは水産物工場又は物流施設を建設する者 (1) 市内に対象施設を新設し、又は増設すること。 (2) 新設し、又は増設する対象施設の建築面積が 500 m ² 以上となること。 (3) 対象施設の操業又は営業の開始に伴い雇用する新規常用雇用者のうち、市内在住者が5人以上(中小企業者にあつては2人以上)であること。 (4) 交付申請日(第10条に規定する申請を行う日。以下同じ。)において、雇用保険法の被保険者となっている従業員の総数が認定申請日より増加していること。	新規常用雇用者数に 10 万円を乗じて得た額とし、限度額を 50 万円

33205

岡山県

笠岡市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
笠岡市新設工場等設置奨励金交付要綱	H14.4 H20.5 一部改正 H22.9 一部改正	○工場適地に立地し、操業又は事業を開始し、固定資産税を賦課されたもの ○交付期間 5年間	工場等設置奨励金 ○固定資産税相当額 初年度 100% 2年度目 100% 3年度目 100% 4年度目 75% 5年度目 50% ○限度額 1,000万円
笠岡市企業立地促進奨励金交付要綱	H19.8 H20.4 一部改正 H26.8 一部改正 H27.3 一部改正 H28.3 一部改正 H30.3 一部改正	○公的団地用地 1,000 m ² (民有地は 3,000 m ²) 以上を新たに取得し 3 年以内に建設に着手したもの(増設は新規取得から 10 年以内に着手) ○民有地は更に新規常用雇用者大企業 (30 人以上)、中小企業 (10 人以上) 及び固定資産投資額が製造工場 5 億円 (中小企業 2 億円) 以上	企業立地促進奨励金 ○土地奨励金 土地固定資産評価額×3/100 ○家屋奨励金 家屋固定資産評価額×9/100 ○設備奨励金 償却資産取得額×9/100 ○雇用促進奨励金 新規常用雇用者 (市内在住) ×30 万円 ※増設は各々1/2 ○限度額 (新設) 3 億円 (増設) 1 億 5 千万円
笠岡市物流施設誘致促進奨励金交付要綱	H19.8 H22.9 一部改正 H27.3 一部改正 H28.3 一部改正 H30.3 一部改正	○用地 2,000 m ² 以上を新たに取得し 3 年以内に建設に着手したもの(増設は新規取得から 10 年以内に着手)	物流施設誘致促進奨励金 ○土地奨励金 土地固定資産評価額×3/100 ○家屋奨励金 家屋固定資産評価額×4.5/100 ○設備奨励金 償却資産取得額×4.5/100 ○雇用促進奨励金 新規常用雇用者 (市内在住) ×30 万円 ※増設は各々1/2 ○限度額 (新設) 3 億円 (増設) 1 億 5 千万円

<p>離島振興対策実施地域における固定資産税の課税の特例に関する条例</p>	<p>H6.9 R1.12 最終改正</p>	<p>離島振興地域の指定に係る法第2条第2項の規定による主務大臣の公示の日から令和3年3月31日までの期間内に、離島振興地域内において、製造の事業、旅館業、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条に規定する事業を行う者が、その事業の用に供する設備(家屋又は償却資産をいう。)を新設し、又は増設した場合、当該設備の取得価格の合計額が150万円以上のもの</p>	<p>家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税を免除</p>
<p>笠岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例</p>	<p>H30.3</p>	<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年以内に、法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者が設置した場合における、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの</p>	<p>当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税を免除</p>

		敷地である土地(同意日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)	
--	--	---	--

33207

岡山県

井原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
過疎地域	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者	—	【移転型】 課税免除 【拡充型】 不均一課税(減税率) 1年目:3/3 2年目:2/3 3年目:1/3	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法に基づく事業計画について県の承認を受け、国の認定を受けている事業者 農林水産業関連業種 5,000 上記以外の業種 10,000	—	課税免除	課税免除	固定資産税 (償却資産は構築物のみ)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
井原市工業等 振興条例	H2.3	①製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業であること ②事業所の延面積が500㎡以上であること ③操業を開始した日から1年を経過した日において、常用雇用者が新設の場合10人以上、増設の場合従前の従業員数より20%以上かつ5人以上増加し、15人以上であること又は事業所の取得価額が2億円以上であること	事業所設置奨励金 ○固定資産税額相当分を3年間 ※土地については、用地取得後1年以内に事業所の建設工事に着手した場合で、当該建物の垂直投影面積部分に限る
			雇用奨励金 ○操業を開始した日から1年を経過した日において、従前の従業員数と比べて増員となった従業員1人当たり、市内在住者5万円、市外在住者1万円

			<p>周辺整備促進助成金</p> <p>○奨励措置認定日から操業開始後1年を経過した日までの間に事業所の敷地外の公共施設等の整備をした場合</p> <p>○対象事業費の1/2以内</p> <p>○限度額 3,000万円</p> <p>※公共施設等とは、道路、河川、用排水路等</p>
井原市四季が丘団地企業誘致補助金交付要綱	H26.2	<p>①製造工場、研究所等、物流施設</p> <p>②四季が丘団地企業用地(公的団地(1区画))を全部取得すること</p> <p>③売買契約後3年以内に工場等の建設に着手すること</p>	<p>企業誘致補助金</p> <p>○製造工場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規常用雇用者数が 30名以上 2億円 10～29名 1億円 <p>○研究所等又は物流施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産投資額2億円以上の場合 1億円
井原市企業立地促進奨励金交付要綱	H20.4	<p>○製造工場、物流施設、研究所等</p> <p>○新設 土地取得後3年以内に建設に着手</p> <p>○増設の場合あり</p> <p>▽公的団地の場合 面積:1,000㎡以上</p> <p>▽民有地の場合</p> <p>(1)製造工場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積:3,000㎡以上 ・固定資産投資額:大企業2億円以上、中小企業1億円以上 ・新規常用雇用:大企業 30人以上、中小企業 10人以上 <p>(2)物流施設、研究所等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積:2,000㎡以上 ・固定資産投資額:大企業2億円以上、中小企業1億円以上 ・新規常用雇用:大企業 10人以上、中小企業5人以上 	<p>設備奨励金</p> <p>○家屋に係る固定資産評価額及び償却資産の取得額の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的団地 9/100 ・民有地 4.5/100 <p>(増設は新設の1/2)</p> <p>土地奨励金(一括分譲に限る)</p> <p>○土地の固定資産評価額の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的団地 3/100 ・民有地 1.5/100 <p>(増設は新設の1/2)</p> <p>※限度額(設備奨励金と土地奨励金の合計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的団地 5億円 ・民有地 2億5,000万円 <p>(増設は新設の1/2)</p>
井原市本社機能移転促進補助金交付要綱	H28.4	<p>○市内に本社機能を移転する、下記すべてに該当する事業所</p> <p>①本社機能の所在地が市内にあることを対外的に明示</p> <p>②市内へ移転する本社機能業務新規従業者が5人以上</p> <p>③法人設立登記の日後3年を経過し、直近3</p>	<p>本社機能移転促進補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社機能業務新規従業者数×100万円

		年間営利事業を継続 ④資本金の額が 1000 万を超え事業用面積が 100 ㎡を超える	
井原市民間事業用地開発促進奨励金交付要綱	H28.4	○平地面積 3,000 ㎡以上を一度に開発する製造工場、研究所、物流施設用地であつて造成工事完了後1年以内に建設に着手するもの	民間事業用地開発促進奨励金 ・3,000 ㎡以上 6,000 ㎡未満: 1,000 万円 ・6,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満: 2,000 万円 ・10,000 ㎡以上: 3,000 万円

33208

岡山県

総社市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
総社市企業立地 促進奨励金交付 要綱	H17.3	○新設	設備奨励金
	H20.3	・新設のために取得した土地や既存 の工場等に隣接する公的団地用地 を取得後、3年以内に建設に着手	○認定工場等に係る設備投資(家屋及び償却 資産)に要する経費
	H28.6	○増設	○家屋及び償却資産に係る固定資産評価額に 以下の交付率を乗じた額
	一部改正	・既存の工場等の敷地内や既存の工 場等に隣接する民有地を取得後、 10年以内に建設に着手	・新設 9/100 ・増設 4.5/100 ※民有地の場合はそれぞれ半額
		○面積	土地奨励金
		・公的団地用地 1,000 m ² 以上	○認定工場等に係る土地の取得に要する経費 (一括分譲によるものに限る)
		・民有地	○土地に係る固定資産評価額に以下の交付率 を乗じた額
		研究所等 2,000 m ² 以上	・新設 3/100
		製造工場 3,000 m ² 以上	・増設 1.5/100 ※民有地の場合はそれぞれ半額
		○固定資産投資額(民有地の場合の み)	
		・製造工場・研究所等 2億円(中小企 業1億円)以上	雇用促進奨励金
		○新規常用雇用(民有地の場合の み)	○認定工場等の操業開始に伴う新規雇用に要 する経費
		・製造工場 30人(中小企業10人)以 上	○市内在住の新規常用雇用者1人あたり 30万 円(正規雇用者は倍額)
		・研究所等 10人(中小企業5人)以 上	※民有地の場合は半額
			○限度額
			・新設 3億円
			・増設 1.5億円 ※民有地の場合はそれぞれ半額
総社市物流施設 誘致促進助成金 交付要綱	H17.3	○新設	設備助成金
	H20.3	・土地(公的団地用地に限る)取得後 3年以内に建設に着手	○認定物流施設に係る設備投資(家屋及び償 却資産)に要する経費
	全部改正	○増設	○家屋に係る固定資産評価額に以下の交付率 を乗じた額
		(1)既存の敷地内で増設する場合	・新設 4.5/100
		・新設に係る土地(公的団地用地に限	

		<p>る)取得後10年以内に建設に着手</p> <p>(2)既存の物流施設の隣接地(公的団地用地に限る)を取得し物流施設を増築する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接地(公的団地用地に限る)取得後3年以内に着手 ○面積 1,000 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・増設 2.25/100 <p>土地助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定物流施設に係る土地の取得に要する経費(一括分譲によるものに限る) ○土地に係る固定資産評価額に以下の交付率を乗じた額 ・新設 3/100 ・増設 1.5/100 <p>雇用促進奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定物流施設の事業開始に伴う新規雇用に要する経費 ○市内在住の新規常用雇用者1人あたり ・新設 30万円 ・増設 15万円 <p>○限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 2億円 ・増設 1億円
総社市大規模工場等立地促進補助金交付要綱	H22.11 H25.3 一部改正 H28.6 一部改正	市営等産業団地(重点4分野に限る)に新規に立地する特定業種以外の製造業者 <ul style="list-style-type: none"> ○設備投資額が100億円以上 ○新規常用雇用が100名以上 ○契約締結から3年以内に工場の建設に着手 	○市営等産業団地 認定工場に係る設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費及び土地売買契約により総社市又は総社市土地開発公社から取得した土地の価額(延納利息等の経費は含まない。) <ul style="list-style-type: none"> ・家屋、償却資産及び土地に係る固定資産評価額×5% ・正規雇用者1人当たり30万円(市内在住者は倍額) ・限度額 70億円
		市内に新規に立地する特定業種(新エネルギー関連分野、次世代自動車・航空機関連分野、食料品製造業)に係る製造業者 <ul style="list-style-type: none"> ○設備投資額が50億円以上(食料品製造業を除く) ○新規常用雇用が20名以上(食料品製造業は100名以上) ○契約締結から3年以内に工場の建 	○市営等産業団地 認定工場に係る設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費及び土地売買契約により総社市又は総社市土地開発公社から取得した土地の価額(延納利息等の経費は含まない。) <ul style="list-style-type: none"> ・家屋、償却資産及び土地に係る固定資産評価額×10% ・正規雇用者1人当たり30万円(市内在住者は倍額) ・限度額 70億円

		<p>設に着手</p>	<p>○民有地 認定工場に係る設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費 ・家屋及び償却資産に係る固定資産評価額×5% ・正規雇用者1人当たり15万円(市内在住者は倍額) ・限度額 原則として県の補助相当額又は25億円のいずれか低い方</p>
		<p>既に県内で操業を開始しており、特定業種(食料品製造業を除く)に新規参入しようとする製造業者</p> <p>○設備投資額が5億円以上 ○新規常用雇用が10名以上(市長が10名以上であると特別に認める場合も含む) ○契約締結から3年以内に工場の建設に着手 ○既存の建物に新たに償却資産の投資を行う場合は、認定の日から起算して3年以内に、工事に着手</p>	<p>○市営等産業団地 認定工場に係る設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費及び土地売買契約により総社市又は総社市土地開発公社から取得した土地の価額(延納利息等の経費は含まない。) ・家屋、償却資産及び土地に係る固定資産評価額×10% ・正規雇用者1人当たり30万円(市内在住者は倍額) ・限度額 5億円</p> <p>○民有地 認定工場に係る設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費 ・家屋及び償却資産に係る固定資産評価額×5% ・正規雇用者1人当たり15万円(市内在住者は倍額) ・限度額 原則として県の補助相当額又は2億5千万円のいずれか低い方</p>
		<p>特定業種(食料品製造業を除く)に係る試験研究施設を設置しようとする製造業者</p> <p>○設備投資額が1億円以上 ○新規常用雇用が5名以上(市長が5名以上であると特別に認める場合も</p>	<p>○市営等産業団地 認定試験研究施設に係る設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費及び土地売買契約により総社市又は総社市土地開発公社から取得した土地の価額(延納利息等の経費は含まない。) ・家屋、償却資産及び土地に係る固定資産評価額×10%</p>

		<p>含む。)</p> <p>○契約締結から3年以内に工場の建設に着手</p> <p>○既存の建物に新たに償却資産の投資を行う場合は、認定の日から起算して3年以内に、工事に着手</p>	<p>・正規雇用者 1 人当たり 30 万円(市内在住者は倍額)</p> <p>・限度額 2億5千万円</p> <hr/> <p>○民有地</p> <p>認定試験研究施設に係る設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費</p> <p>・家屋及び償却資産に係る固定資産評価額×10%</p> <p>・正規雇用者 1 人当たり 15 万円(市内在住者は倍額)</p> <p>・限度額</p> <p>原則として県の補助相当額又は2億5千万円のいずれか低い方</p>
--	--	--	--

33209

岡山県

高梁市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
過疎地域	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高梁市企業立地促進助成金交付要綱	H25.4	<p>次に該当する条件に合致していること。</p> <p>(新設の場合) 土地取得(1,000㎡以上)後3年以内に建設に着手すること。</p> <p>(増設の場合) 1 既存の敷地内で増設する場合は、新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手すること。 2 既存の工場等の隣接地を取得後3年以内に建設に着手すること。</p> <p><区分> ○先端技術工場・一般製造工場 ・固定資産投資額</p> <p>(新設の場合) 大企業5億円以上、中小企業2億円以上</p> <p>(増設の場合) 大企業2億5千万円以上、中小企業5千万円以上</p> <p>・新規常用雇用 (新設の場合) 大企業30人以上、中小企業10人以上</p> <p>(増設の場合) 大企業15人以上、中小企業5人以上</p> <p>○研究所等・物流施設、観光・レジャーに係る事業所 ・固定資産投資額</p>	<p>助成金</p> <p>○金額 認定工場等に賦課される固定資産税相当額</p> <p>○交付の期間 固定資産税が新たに賦課された年度から6年間とする。ただし、高梁市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例(平成16年高梁市条例第47号)第3条の適用を受ける認定企業にあつては、課税免除対象期間後の3年間。</p>

		<p>(新設の場合)</p> <p>大企業2億円以上、中小企業1億円以上</p> <p>(増設の場合)</p> <p>大企業1億円以上、中小企業3千万円以上</p> <p>・新規常用雇用</p> <p>(新設の場合)</p> <p>大企業10人以上、中小企業5人以上</p> <p>(増設の場合)</p> <p>大企業5人以上、中小企業3人以上</p>	
--	--	--	--

33210

岡山県

新見市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
過疎地域	2,700	不均一課税 (3年間課税免除、以降2年間 1/2 免除)	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
新見市工場誘致 奨励条例	H17.3	<p>①工場の新設又は増設をするもの ※「工場」とは、物品の製造、加工 修理をするために直接又は間接 に必要な施設、建物、償却資産 並びに当該建物の敷地である土 地をいう</p> <p>②投下固定資産額の総額が500万 円以上で、常時使用する従業員 の数が10人を超えるもの</p> <p>※「投下固定資産額」とは、建物、 その敷地及び償却資産で、固定 資産税の課税標準価額</p> <p>※ただし、既存用地への新・増設 は、その土地を除く</p>	<p>便宜供与</p> <p>○敷地の斡旋又は供与、若しくは造成</p> <p>○水道及び道路の新設又は改修</p> <p>○その他工場立地上必要とする事項</p>
新見市企業立地 促進奨励金交付 要綱	H28.10 全 部改正	<p>次に掲げる要件に該当する製造 工場、研究所、物流施設等を建設 しようとする者であって、工場の建 設が当該要件に該当することにつ き、市長の認定をあらかじめ受けた もの</p> <p>○新設の場合</p> <p>・用地取得から3年以内に建設に 着手</p>	<p>奨励金</p> <p>①設備補助</p> <p>○認定工場等に係る設備投資経費(家屋及び償却 資産)に対する補助</p> <p>○家屋の場合は固定資産評価額、償却資産の場合 は取得額に下の補助率を乗じて得た額</p> <p>・県営工業団地 21/100</p> <p>・その他 20/100</p> <p>②土地補助</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・総敷地面積が 2,000 m²以上(県営工業団地の場合、1,000 m²以上) ・新規常用雇用者が 5 人以上 ○増設の場合 ・公的団地の敷地内で新たに工場を建設(増設)する場合 ・増設分延床が 200 m²以上 ・新規常用雇用者が 5 人以上(5 人に満たない場合でも、生産性が 10%以上向上する場合は対象) 	<p>○認定工場等に係る土地の取得又は賃借に対する補助</p> <p>【取得の場合】</p> <p>○土地取得費(民有地の場合、固定資産評価額)に下の補助率を乗じて得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営工業団地 77/100 ・その他 70/100 <p>【賃借の場合】</p> <p>○賃借している土地の固定資産税額(都市計画税含む)相当額を3年間一括交付</p> <hr/> <p>③雇用補助</p> <p>○新規常用雇用者の内、市内に住所を有する者1人当たり 50 万円を乗じて得た額</p> <hr/> <p>限度額(①、②、③の合算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新設 5億円 ○増設 1億円
<p>新見市空き工場等活用奨励金交付要綱</p>	<p>H20.7</p>	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する空き工場を活用した工場等を新設しようとする者であって、工場等の建設が当該要件に該当することにつき、市長の認定をあらかじめ受けたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約期間 1年以上 ・賃貸借物件面積 500 m²以上 ・事業に必要な許可等を取得(操業までの見込み含む。)していること ・市内に工場等を有していないこと(市内に工場等を有している場合は、空き工場等を活用後も当該工場等において継続して事業を営むこと) 	<p>奨励金</p> <p>設備補助</p> <p>①空き工場等の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き工場等の取得に要する経費(土地・償却資産に係る費用を除く。)に対する補助 ・空き工場等に係る固定資産評価額と取得に要する経費のいずれか低い額に 4.5/100 を乗じて得た額 <p>②空き工場等の賃借</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き工場等の賃借に要する経費(土地・償却資産に係る費用を除く。)に対する補助 ・空き工場等に係る月額賃借料に 1/3 を乗じて得た額に 12 を乗じた額。ただし、月額賃借料の上限は、30 万円とする <p>○限度額 200 万円</p> <hr/> <p>雇用補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従業員のための福利厚生施設の整備に要した経費に対する補助 ○市内に住所を有する新規常用雇用者1人当たり 20 万円を乗じて得た額 <p>○限度額 200 万円</p>

33211

岡山県

備前市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法に基づく 県基本計画で指定する促進区域 10,000(農林漁業関連の場合 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
備前市企業誘致奨励金交付要綱	H19.4 H25.7 H27.1 改正	(1)市営団地 ①一般製造工場 ○固定資産投資額5億円 (中小企業2億円)以上 ○市民雇用5人以上 ○土地取得(賃借)の日から3年以内に 工場建設着手(既存所有の土地への増 設の場合はこの限りでない) ②物流施設 道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送 取扱業、港湾運送業若しくは卸売業及 び製造業若しくは小売業を営む者が自 ら使用するために建設する倉庫、配送 センター又は流通加工場 ○固定資産投資額3億円(中小企業1 億円)以上 ○市民雇用3人以上 ○土地取得(賃借)の日から3年以内に 工場建設着手(既存所有の土地への増 設の場合はこの限りでない)	(1)市営団地 (A)設備奨励金 ○家屋・償却資産に係る固定資産評価額に 以下の補助率を乗じて得た額 ①一般製造工場 新設:14% 増設:11% ②物流施設 新設:9.5% 増設:8% ③特定業種 新設:20% 増設:14% ④その他業種 新設:3% (B)土地奨励金 ○土地取得に係る固定資産評価額に以下の 補助率を乗じて得た額 ①一般製造工場 新設:8%

		<p>③特定業種 新エネルギー関連(太陽光発電、リチウムイオン電池等)や次世代自動車関連(電気自動車等)、航空機関連(航空機主要部品等)、食料品関連の製造工場及び産業構造の高度化として成長が期待できる企業</p> <p>○固定資産投資額 新設2億円(増設1億円)以上</p> <p>○土地取得(賃借)の日又は認定日から3年以内に工場建設着手</p> <hr/> <p>④その他業種 市営団地に誘致し、市と立地協定を締結した企業</p> <p>○固定資産投資額2億円以上</p> <p>○市民雇用5人以上</p> <p>○土地取得(賃借)の日又は認定日から3年以内(増設の場合は除く。)に工場建設着手</p>	<p>増設:7%</p> <p>②物流施設 新設:6.5% 増設:6%</p> <p>③特定業種 新設:10% 増設:8%</p> <p>④その他業種 新設:1%</p> <hr/> <p>(C)市民雇用奨励金 ○新規雇用1人あたり以下の金額を乗じて得た額</p> <p>①一般製造工場 新設:30万円 増設:30万円</p> <p>②物流施設 新設:30万円 増設:30万円</p> <p>③特定業種 新設:30万円 増設:30万円</p> <p>④その他業種 新設:20万円</p> <hr/> <p>(D)水道奨励金 年間水道使用料金の合計額に補助率10%を乗じた額(年間300万円を限度とする。)</p> <p>○設備奨励金と土地奨励金と市民雇用奨励金と水道奨励金を合計した限度額</p> <p>①一般製造工場 新設:3億円 増設:2億円</p> <p>②物流施設 新設:2億円 増設:1億円</p> <p>③特定業種 新設:3億円 増設:3億円</p> <p>※5か年での分割交付</p>
--	--	---	---

		<p>(2)公的団地</p> <p>①一般製造工場</p> <p>○固定資産投資額5億円 (中小企業2億円)以上</p> <p>○市民雇用5人以上</p> <p>○土地取得(賃借)の日から3年以内に工場建設着手(既存所有の土地への増設の場合はこの限りでない)</p> <hr/> <p>②物流施設</p> <p>道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業若しくは卸売業及び製造業若しくは小売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場</p> <p>○固定資産投資額3億円(中小企業1億円)以上</p> <p>○市民雇用3人以上</p> <p>○土地取得(賃借)の日から3年以内に工場建設着手(既存所有の土地への増設の場合はこの限りでない)</p> <hr/> <p>③特定業種</p> <p>新エネルギー関連(太陽光発電、リチウムイオン電池等)や次世代自動車関連(電気自動車等)、航空機関連(航空機主要部品等)、食料品関連の製造工場及び産業構造の高度化として成長が期待できる企業</p> <p>○固定資産投資額 新設2億円(増設1億円)以上</p> <p>○土地取得(賃借)の日又は認定日から3年以内に工場建設着手</p>	<p>(2)公的団地</p> <p>(A)設備奨励金</p> <p>○家屋・償却資産に係る固定資産評価額に以下の補助率を乗じて得た額</p> <p>①一般製造工場</p> <p>新設:9%</p> <p>増設:6%</p> <p>②物流施設</p> <p>新設:4.5%</p> <p>増設:3%</p> <p>③特定業種</p> <p>新設:15%</p> <p>増設:9%</p> <hr/> <p>(B)土地奨励金</p> <p>○土地取得に係る固定資産評価額に以下の補助率を乗じて得た額</p> <p>①一般製造工場</p> <p>新設:3%</p> <p>増設:2%</p> <p>②物流施設</p> <p>新設:1.5%</p> <p>増設:1%</p> <p>③特定業種</p> <p>新設:5%</p> <p>増設:3%</p> <hr/> <p>(C)市民雇用奨励金</p> <p>○新規雇用1人あたり以下の金額を乗じて得た額</p> <p>①一般製造工場</p> <p>新設:30万円</p> <p>増設:30万円</p> <p>②物流施設</p> <p>新設:30万円</p> <p>増設:30万円</p> <p>③特定業種</p> <p>新設:30万円</p> <p>増設:20万円</p>
--	--	---	---

		<p>○設備奨励金と土地奨励金と市民雇用奨励金と水道奨励金を合計した限度額</p> <p>①一般製造工場 新設:3億円 増設:2億円</p> <p>②物流施設 新設:2億円 増設:1億円</p> <p>③特定業種 新設:3億円 増設:3億円</p> <p>※5か年での分割交付</p>
	<p>(3)民有地</p> <p>①一般製造工場</p> <p>○固定資産投資額5億円 (中小企業2億円)以上</p> <p>○市民雇用5人以上</p> <p>○土地取得(賃借)の日から3年以内に工場建設着手(既存所有の土地への増設の場合はこの限りでない)</p> <hr/> <p>②物流施設</p> <p>道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業若しくは卸売業及び製造業若しくは小売業を営む者が自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場</p> <p>○固定資産投資額3億円(中小企業1億円)以上</p> <p>○市民雇用3人以上</p> <p>○土地取得(賃借)の日から3年以内に工場建設着手(既存所有の土地への増設の場合はこの限りでない)</p> <hr/> <p>③特定業種</p> <p>新エネルギー関連(太陽光発電、リチウムイオン電池等)や次世代自動車関連(電気自動車等)、航空機関連(航空</p>	<p>(3)民有地</p> <p>(A)設備奨励金</p> <p>○家屋・償却資産に係る固定資産評価額に以下の補助率を乗じて得た額</p> <p>①一般製造工場 新設:6% 増設:4%</p> <p>②物流施設 新設:3% 増設:2%</p> <p>③特定業種 新設:15% 増設:9%</p> <hr/> <p>(B)土地奨励金</p> <p>○土地取得に係る固定資産評価額に以下の補助率を乗じて得た額</p> <p>①一般製造工場 新設:3% 増設:1.3%</p> <p>②物流施設 新設:1% 増設:0.6%</p> <p>③特定業種 新設:5% 増設:3%</p>

		<p>機主要部品等)、食料品関連の製造工場及び産業構造の高度化として成長が期待できる企業</p> <p>○固定資産投資額 新設2億円(増設1億円)以上</p> <p>○土地取得(賃借)の日又は認定日から3年以内に工場建設着手</p>	<p>(C)市民雇用奨励金</p> <p>○新規雇用1人あたり以下の金額を乗じて得た額</p> <p>①一般製造工場 新設:20万円 増設:20万円</p> <p>②物流施設 新設:20万円 増設:20万円</p> <p>③特定業種 新設:30万円 増設:20万円</p> <hr/> <p>○設備奨励金と土地奨励金と市民雇用奨励金と水道奨励金を合計した限度額</p> <p>①一般製造工場 新設:2億円 増設:1億円</p> <p>②物流施設 新設:1億円 増設:0.5億円</p> <p>③特定業種 新設:3億円 増設:3億円</p> <p>※5か年での分割交付</p>
--	--	--	---

33212

岡山県

瀬戸内市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法に基づく県基本計画で指定する集積区域	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
瀬戸内市企業立地促進奨励金交付要綱	H18.6	<p>1. 公的団地用地への立地</p> <p>①面積 1,000 m²以上</p> <p>②建設に着手する時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 用地取得後3年以内 ・増設 新設に係る用地取得後 10年以内。 <p>隣接地を取得する場合は、その用地取得後3年以内。</p> <p>2. 民有地への立地</p> <p>①面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般製造工場 中山間地域 3,000 m²以上 中山間地域外 5,000 m²以上 ・研究所等 2,000 m²以上 <p>②建設に着手する時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 用地取得後3年以内 ・増設 新設に係る用地取得後 10年以内。 <p>③固定資産投資額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般製造工場 中山間地域 2億円以上 (中小企業 1億円以上) 中山間地域外 5億円以上 (中小企業 2億円以上) ・研究所等 2億円以上 (中小企業 1億円以上) 	<p>1. 設備奨励金</p> <p>①使途 工場等の取得設備</p> <p>②奨励金対象経費</p> <p>認定工場等に係る設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費</p> <p>③奨励金の額</p> <p>家屋に係る固定資産評価額に以下の率を乗じて得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 4.5/100 ・増設 2.25/100 <p>2. 土地奨励金</p> <p>①使途 土地の取得</p> <p>②奨励金対象経費</p> <p>認定工場等に係る土地の取得に要する経費(一括分譲によるものに限る)</p> <p>③奨励金の額</p> <p>土地に係る固定資産評価額に以下の率を乗じて得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 1.5/100 ・増設 0.75/100 <p>3. 雇用奨励金</p> <p>①使途 雇用の促進</p> <p>②奨励金対象経費</p> <p>認定工場等の操業開始に伴う新規雇</p>

		<p>④新規雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般製造工場 30人以上 (中小企業 10人以上) ・研究所等 10人以上 (中小企業 5人以上) 	<p>用に要する経費</p> <p>③奨励金の額</p> <p>新規常用雇用者(市内在住に限る)1人あたり以下の額を乗じて得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 300,000円 ・増設 150,000円 <p>4. 奨励金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域 2.5億円 中山間地域外 1.5億円 ・増設 <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域 1.25億円 中山間地域外 0.75億円
--	--	--	--

33213

岡山県

赤磐市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、 償却資産)	3年間
企業立地促進法に基づく県基本計画 で指定する集積区域	—	課税免除	固定資産税(土 地、家屋)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
赤磐市企業 立地促進奨 励金交付規 則	H19.10	<p>1.製造工場</p> <p>①建設に着手する時期</p> <p>1)新設 土地取得後3年以内に建設に着手(た だし、既存の工場等に隣接する民有地 を取得し、新たに工場等を建設する場 合は、増設に準じた扱いとする。)</p> <p>2)増設 新設に係る土地取得後 10 年以内に建 設に着手</p> <p>②公的団地用地 面積 1,000 m²以上</p> <p>③民有地 面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域 3,000 m²以上 ・その他地域 5,000 m²以上 <p>固定資産投資額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域 大企業2億円以上、中小 企業1億円以上 ・その他地域 大企業5億円以上、中小 企業2億円以上 <p>新規常用雇用 大企業 30 人以上、中小</p>	<p>【設備奨励金】</p> <p>①使途 工場等の取得整備</p> <p>②対象経費 認定工場等に係る設備投資(家屋及 び償却資産)に要する経費</p> <p>③奨励金額 家屋に係る固定資産評価額及び償 却資産の取得額にそれぞれ下欄の補助率を乗じ て得た額</p> <p>④割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)新設 <ul style="list-style-type: none"> ・公的団地用地 4.5/100 ・民有地 2.25/100 2)増設 <ul style="list-style-type: none"> ・公的団地用地 2.25/100 ・民有地 1.125/100 <hr/> <p>【土地奨励金】</p> <p>①使途 土地の取得</p> <p>②対象経費 認定工場等に係る土地の取得に要す る経費(一括分譲によるものに限る)</p> <p>③奨励金額 土地に係る固定資産評価額又は土 地取得費のいずれか低い方の金額に下欄の補 助率を乗じて得た額</p> <p>④割合</p>

		<p>企業 10 人以上</p> <p>2.研究所等</p> <p>①建設に着手する時期</p> <p>1)新設</p> <p>土地取得後3年以内に建設に着手(ただし、既存の工場等に隣接する民有地を取得し、新たに工場等を建設する場合は、増設に準じた扱いとする。)</p> <p>2)増設</p> <p>新設に係る土地取得後 10 年以内に建設に着手</p> <p>②公的団地用地</p> <p>面積 1,000 m²以上</p> <p>③民有地</p> <p>面積 2,000 m²以上</p> <p>固定資産投資額 大企業2億円 以上、 中小企業1億円以上</p> <p>新規常用雇用 大企業 10 人以上、中小企業5人以上</p>	<p>1)新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的団地用地 1.5/100 ・民有地 0.75/100 <p>2)増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的団地用地 0.75/100 ・民有地 0.375/100 <hr/> <p>【雇用促進奨励金】</p> <p>①使途 雇用の促進</p> <p>②対象経費 認定工場等の操業開始に伴う新規常用雇用に要する経費</p> <p>③奨励金額 新規常用雇用者のうち、赤磐市内に住所を有する者1人あたり下欄の金額を乗じた額</p> <p>④割合</p> <p>1)新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的団地用地 30 万円 ・民有地 15 万円 <p>2)増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的団地用地 30 万円 ・民有地 15 万円 <hr/> <p>※限度額(設備奨励金、土地奨励金、雇用促進奨励金を合計した額)</p> <p>1)新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的団地用地 <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域 2.5 億円 その他地域 1.5 億円 ・民有地 <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域 1.25 億円 その他地域 7,500 万円 <p>2)増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的団地用地 <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域 1.25 億円 その他地域 7,500 万円 ・民有地 <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域 6,250 万円 その他地域 3,750 万円
赤磐市物流施設誘致促進奨励金交	H19.10	<p>①建設に着手する時期</p> <p>1)新設</p> <p>土地(公的団地用地に限る。ただし、あ</p>	<p>【設備奨励金】</p> <p>①使途 物流施設の取得整備</p> <p>②対象経費 認定物流施設に係る設備投資(家屋</p>

付規則		<p>かいわ山陽総合流通センターの区域内において企業が取得(賃借を含む。)した土地は、公的団地用地とみなす。)取得後3年以内に建設に着手</p> <p>2)増設 新設に係る土地取得後 10 年以内に建設に着手</p> <p>②面積 1,000 m²以上</p>	<p>及び償却資産)に要する経費</p> <p>③奨励金額 家屋に係る固定資産評価額に下欄の補助率を乗じて得た額</p> <p>④割合 1)新設 2.25/100 2)増設 1.125/100</p> <hr/> <p>【土地奨励金】</p> <p>①使途 土地の取得</p> <p>②対象経費 認定物流施設に係る土地の取得に要する経費(一括分譲によるものに限る。)</p> <p>③奨励金額 土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額に下欄の補助率を乗じて得た額</p> <p>④割合 1)新設 1.5/100 2)増設 0.75/100</p> <hr/> <p>【雇用促進奨励金】</p> <p>①使途 雇用の促進</p> <p>②対象経費 認定物流施設の操業開始に伴う新規常用雇用に要する経費</p> <p>③奨励金額 新規常用雇用者のうち、赤磐市内に住所を有する者1人あたり下欄の金額を乗じた額</p> <p>④割合 1)新設 30 万円 2)増設 30 万円</p> <hr/> <p>※限度額(設備奨励金、土地奨励金、雇用促進奨励金を合計した額)</p> <p>1)新設 1.5 億円 2)増設 7,500 万円</p>
赤磐市企業誘致奨励金交付規則	H20.4	<p>1.奨励金交付対象者の要件</p> <p>奨励金交付の対象となる者は、市内に工場等を建設しようとする者であって、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。</p> <p>(1)工場等の敷地面積(増設の場合は、増設前の工場等の敷地面積)が、10,000 m²以上(あかいわ山陽総合流通センター内に建設する場合は、5,000 m²以上)</p>	<p>【企業誘致奨励金】</p> <p>①奨励金額 土地(土地取得後 3 年以内に建設に着手した土地に限る。)・建物・償却資産に係る事業用固定資産に、新たに課せられた固定資産税相当額を、100/100 の割合で 5 年間交付</p> <p>②限度額 1)新設 各年度 1 億円 2)増設 各年度 5,000 万円</p>

	<p>であること。</p> <p>(2)投下固定資産総額が、次に掲げる額以上であること。</p> <p>①工場等(②及び③に掲げるものを除く。)</p> <p>1)新設の場合 5億円</p> <p>2)増設の場合 2億円</p> <p>②物流施設及び研究所等(③に掲げるものを除く。)</p> <p>1)新設の場合 2億円</p> <p>2)増設の場合 1億円</p> <p>③あかいわ山陽総合流通センター内に建設するもの</p> <p>1)新設の場合 1億円</p> <p>2)増設の場合 5,000万円</p> <p>2. 他制度との併用</p> <p>赤磐市農村地域工業等導入地区に係る固定資産税の特例に関する条例(平成17年赤磐市条例第56号)、赤磐市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例(平成17年赤磐市条例第57号)及び赤磐市企業立地等を重点的に促進すべき区域に係る固定資産税の特例に関する条例(平成20年赤磐市条例第29号)の規定による課税免除(以下「税特例」という。)の適用期間は奨励金を交付しないものとし、税特例の適用期間終了後2年度間を当該奨励金の交付期間とする</p>	<p>③その他 奨励金の交付は、令和5年3月31日までに認定申請があった場合に限り有効となります。</p>
--	---	---

33214

岡山県

真庭市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
〈真庭市過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例〉 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
〈真庭市地域活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例〉 企業が市内の地方活力向上地域(移転型事業区域、拡充型事業区域)に「特定業務施設(本社機能)」を移転・拡充する場合 ※特定業務施設:事務所(調査・企画部門/情報処理部門/管理業務部門等)、研究所、研修所 【移転型】 ・東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し「特定業務施設」を整備する事業 【拡充型】 ・地方にある本社機能を拡充し「特定業務施設」を整備する事業		不均一課税(減免) 【移転型】(減税率) 1年目:4/4 2年目:3/4 3年目:2/4 【拡充型】(減税率) 1年目:3/3 2年目:2/3 3年目:1/3	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
真庭市企業立地雇用促進奨励金交付規程	H19.10	○公的団地用地に工場等を建設する場合 ア 総敷地面積が 1,000 m ² 以上 イ 新規常用雇用者が5人以上 (工場増設の場合3人以上) ○民有地に工場等を建設する場合 ア 総敷地面積が 1,000 m ² 以上 イ 新規常用雇用者が5人以上 (工場増設の場合3人以上)	①工場等建設促進奨励金 ○家屋(工場等の用に供する建物部分に限る)に係る固定資産評価額及び償却資産の取得額に次の割合を乗じた額 ・用地取得日から3年以内に着工 10/100 ・用地取得日から3年超 10年以内に着工 5/100 ※民有地も同率 ②雇用促進奨励金 ○工場等の操業開始に伴う新規常用雇用者1人当たり次の金額を乗じた額 ・15人目まで 20万円

			<ul style="list-style-type: none"> ・16 人目から 25 万円 ・真庭市民雇用の場合、1人当たり 10 万円を加算 ※民有地も同額
			<ul style="list-style-type: none"> ①②合算上限額 公的団地2億円 <li style="padding-left: 40px;">民有地 1億円 ※1,000 円未満の端数は切り捨て
真庭産業団地分譲促進補助金交付規程	H20.7	<ul style="list-style-type: none"> ○真庭産業団地に係る土地売買契約を締結し、土地の取得日から起算して 10 年以内に工場等の建設に着手すること ○工場等の操業に伴う新規常用雇用者が 5人以上 	<p>補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○用地取得日から3年以内に着工 ・交付対象経費(土地の価額の総額)の 60/100 ○用地取得日から3年超 10 年以内に着工 ・交付対象経費(土地の価額の総額)の 30/100 ※10 万円未満の端数は切り捨て

33215

岡山県

美作市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
美作市企業立地促進条例	H17.3	①新たに建設する工場等の建築面積が500㎡以上であること。ただし、増設の場合は、増設前の面積の20%以上を増設し、かつ増設後の建築面積が500㎡以上になること ②操業開始日から1年を経過した日の常時就業者数が、新設の場合10人以上、増設の場合は従前の従業者数の20%以上かつ5人以上増加し、増設後の従業者数が10人以上となること。又は固定資産投資額が2億円以上の工場等を新設若しくは増設した場合 ③用地を新たに取得した場合、取得の日の翌日から起算して1年以内に工場等の建設に着手していること	工場設置奨励金 ○対象者 工場等を新・増設した者 ○奨励金の額 工場等の施設、土地に対し新たに課せられる固定資産税相当額 ○交付期間 業務開始後、投下固定資産のすべてに固定資産税が課されることとなった年度から3年間
			水道補助金 ○対象者 工場等の新・増設に伴い、市の上水道の給水を受けた者(住宅部分を除く) ○奨励金の額 ・新設 1か月当たりの使用量のうち500㎡を超える部分について、料金の1/3相当額 ・増設 増設前年同月分の使用量を控除し500㎡を超える部分について、料金の1/3相当額 ○交付期間 業務開始後5年間を限度
作東産業団地分譲促進補助金交付要綱	H18.1	作東産業団地に土地を取得し工場等を建設した者 ○取得時期等 土地売買契約をH28.3.31までに締結し、契約締結から2年以内に工場等の建	補助金 工場等の建設着手後かつ土地代金完納後、下表の率により算出された土地購入代金に対する補助金を交付(土地代の最高55%を補助)

		<p>設に着手すること</p> <p>○対象施設 製造工場、物流施設、研究所等</p> <p>製造工場については、日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)分類表の中の「大分類E—製造業」の項目に掲げる製造業の用に供する工場</p>	<p>○補助対象経費 土地売買契約により美作市または美作市土地開発公社から取得した土地の価格</p> <p>○補助率</p> <p><新規常用雇用者数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5人以上 20 人未満 25% ・20 人以上 50 人未満 35% ・50 人以上 100 人未満 45% ・100 人以上 55% <p><取得面積></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3,000 ㎡以下 25% ・3,000 ㎡超 10,000 ㎡以下 35% ・10,000 ㎡超 30,000 ㎡以下 45% ・30,000 ㎡超 55% <p>新規常用雇用者数による補助率と取得面積による補助率が同一の場合はその率とし、差がある場合は高い方の率とする</p> <p>○交付額 対象経費に補助率を乗じて得た額以内の額 10 万円未満の端数切り捨て</p>
<p>作東産業団地分譲 促進移転費補助金 交付要綱</p>	<p>H18.6</p>	<p>作東産業団地に土地を取得し工場等を建設した者</p> <p>○取得時期等 土地売買契約を H28.3.31 までに締結し、契約締結から2年以内に工場等の建設に着手すること</p> <p>○対象施設 製造工場、物流施設、研究所等</p> <p>製造工場については、日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)分類表の中の「大分類E—製造業」の項目に掲げる製造業の用に供する工場</p>	<p>補助金 操業又は事業を開始後1年以内になされた交付申請に基づく移転費用に対し補助金を交付(最高限度額1億5千万円)</p> <p>○補助対象経費 機械設備等の移転に係る費用。 機械設備等の分解、梱包、輸送、設置、組立、調整など操業に必要な費用</p> <p>○交付額 対象経費に 1/2 を乗じて得た額以内の額 10 万円未満の端数切り捨て</p> <p>○補助金限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3,000 ㎡以下 1,000 万円 ・3,000 ㎡超 10,000 ㎡以下 2,000 万円

			<ul style="list-style-type: none"> ・10,000 m²超 20,000 m²以下 5,000 万円 ・20,000 m²超 30,000 m²以下 10,000 万円 ・30,000 m²超 15,000 万円
作東産業団地分譲 促進高速道路料金 補助金交付要綱	H18.1	<p>作東産業団地に土地を取得し工場等を建設した者</p> <p>○取得時期等 土地売買契約を H28.3.31 までに締結し、契約締結から2年以内に工場等を建設し、操業又は事業を開始すること</p> <p>○対象施設 製造工場、物流施設、研究所等</p> <p>製造工場については、日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)分類表の中の「大分類E—製造業」の項目に掲げる製造業の用に供する工場</p>	<p>補助金</p> <p>操業又は事業を開始した日から3年間、高速道路使用料金相当額に対し、補助金を交付</p> <p>○補助対象経費 交付対象者が出発又は到着のインターチェンジとして作東ICを利用した場合の高速道路料金相当額(割引制度の利用をす るにあたっては、割引後の料金相当額)</p> <p>○交付額 対象経費の積算額 1,000 円未満の端数切り捨て</p> <p>○交付限度額 500 万円 年度途中から対象となる場合は、月数で 按分する</p>
美作市企業立地雇 用促進奨励金交付 要綱	H19.10	<p>公的団地又は、民有地に工場等を建設した者</p> <p>①公的団地用地に工場等の建設をする場合にあっては、敷地面積が 1,000 m²以上であること</p> <p>②民有地に工場等の建設をする場合にあっては、次のとおりとする</p> <p>この場合において物流施設は対象と ならない</p> <p>ア 総敷地面積が製造工場の場合 3,000 m²以上、研究所等の場合 2,000 m²以上であること</p> <p>イ 工場等の操業に伴う新規雇用者が製造工場の場合 30 人(中小企業にあつては 10 人)以上、研究所等の場合 10 人(中小企業にあつては5人)以上であること</p>	<p>建屋等奨励金</p> <p>建屋及び設備投資に対する補助</p> <p>○公的団地新設 (家屋固定資産評価額+償却資産取得額)×3%</p> <p>○民有地新設 (家屋固定資産評価額+償却資産取得額)×1.5%</p> <p>※公的団地、民有地とも用地取得から3年以内に着工</p> <p>○公的団地増設 (家屋固定資産評価額+償却資産取得額)×1.5%</p> <p>※既存施設内で、新設に係る土地取得後 10 年以内に着工又は隣接地を取得後3年以内に着工</p> <p>○民有地増設</p>

		<p>ウ 固定資産投資額が2億円(中小企業にあつては1億円)以上であること</p> <p>○対象施設 製造工場、物流施設、研究所等</p> <p>製造工場については、日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)分類表の中の「大分類E—製造業」の項目に掲げる製造業の用に供する工場</p>	<p>(家屋固定資産評価額+償却資産取得額)×0.75%</p> <p>※新設に係る用地取得日から10年以内に着工</p> <hr/> <p>雇用奨励金</p> <p>操業開始に伴う新規雇用者数に対する補助</p> <p>公的団地 ○1人当たり 100,000 円×人数</p> <p>民有地 ○1人当たり 50,000 円×人数</p> <hr/> <p>限度額</p> <p>公的団地 2億円(増設は1億円)</p> <p>民有地 1億円(増設は5千万円)</p>
--	--	--	--

33216

岡山県

浅口市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）				
過疎地域	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
未来投資促進法に基づく県基本計画で指定する集積区域	—	—	課税免除	固定資産税(土地、家屋)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
浅口市企業育成振興条例	H18.3	<p>①新たに建設する生産施設面積が 500 m²以上であること</p> <p>ただし、増設の場合には、従前の面積の20%以上を増設し、かつ増設後の面積が 500 m²以上であること</p> <p>②操業を開始した日から1年を経過した日において、6か月以上就業している従業員数が、新設の場合 10 人以上、増設の場合は従前の従業員の 20%以上かつ5人以上増加し、増設後の従業員数が 15 名以上となること</p> <p>③1の施設(1の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある2以上の家屋若しくは構築物であって一団の土地にあるものに限る。)であって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。)及び当該家屋又は構築物の敷地である土地(H20.3.25 以後に取得した土地であつて、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土</p>	<p>奨励金</p> <p>○固定資産税の納税義務発生初年度から5ヶ年度</p> <p>○固定資産税相当額の</p> <p>初年度 100/100</p> <p>2年度 100/100</p> <p>3年度 100/100</p> <p>4年度 50/100</p> <p>5年度 50/100</p>

		地に限る。)の取得価額の合計額が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)第 25 条に規定する総務省令で定める施設の取得価額の合計額以下であること	
浅口市企業立地促進奨励金 交付要綱	H19.10	○対象要件は、新潟県企業立地促進補助金交付要綱に準ずる(ただし、民有地の、面積・固定資産投資額中の「その他地域」は設定なし)	設備奨励金 ○新設の場合 固定資産評価額(家屋)×9% ○増設の場合 固定資産評価額(家屋)×4.5% ※民有地はそれぞれ 1/2
浅口市企業立地促進奨励金交付要綱	H19.10	○対象要件は、新潟県企業立地促進補助金交付要綱に準ずる(ただし、民有地の、面積・固定資産投資額中の「その他地域」は設定なし)	設備奨励金 ○新設の場合 固定資産評価額(家屋)×9% ○増設の場合 固定資産評価額(家屋)×4.5% ※民有地はそれぞれ 1/2 ----- 土地奨励金 ○新設の場合 固定資産評価額(土地)×3% ○増設の場合 固定資産評価額(土地)×1.5% ※民有地はそれぞれ 1/2 ----- 雇用促進奨励金 ○公的団地用地 新規雇用者数×300,000 円 ○民有地 新規雇用者数×150,000 円 ----- ○限度額 新設の場合 5億円 増設の場合 2億 5,000 万円 ※民有地はそれぞれ 1/2
浅口市小坂西用地分譲促進補助金	H27.1	①同用地に係る土地売買契約を平成 27 年 12 月 31 日までに締結すること。 ②契約締結日から起算して3年以内に工場の建設に着手すること。 ③同用地を一括で取得すること。 ④新規常用雇用者を 10 名以上雇用すること。	○補助額 5,000 万円

浅口工業団地A地区 分譲促進補助金	H27.6	①同用地に係る土地売買契約を浅口市と締結し、契約締結日から起算して3年以内に工場の建設に着手すること。 ②新規常用雇用者を10名以上雇用すること。	○補助額 5,000万円
----------------------	-------	--	-----------------

33346

岡山県

和気町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
過疎地域 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
企業立地促進法に基づく県基本計画で 指定する集積区域	—	課税免除	固定資産税(土 地、家屋)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

補助金名	制定年月	対象者の要件	内 容
和気町企業立地促進奨励金	H25.4.1	<p>【新設の場合の主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設着手時期 土地取得後5年以内に建設に着手 ・面積 2,000～3,000 m² ※水道料金助成金は 30,000 m²以上 ・固定資産投資額 大企業 2～5 億円以上 中小企業 1～2 億円以上 ※水道料金助成金は 20 億円以上 ・新規常用雇用 大企業 20 人以上 中小企業 5 人以上 ※水道料金助成金は 20 人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所等設置奨励金 <ul style="list-style-type: none"> ・公的団地用地 土地固定資産評価額×3% (一括分譲によるものに限る) + 建物固定資産評価額×9% ・民有地 土地固定資産評価額×1.5% (一括分譲によるものに限る) + 建物固定資産評価額×4.5% ・限度額 公的団地用地 1億円 民有地 5,000 万円 (増設の場合は全て 1/2) ●雇用奨励金 新規常用雇用者数×10 万円 5年間 ※上限あり ●水道料金助成金 水道使用料金×1/2 15年間 ※上限あり

33423

岡山県

早島町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
早島町企業立地雇用促進交付金交付要綱	H29.4	○早島町内に工場等を新設又は増設する場合であって、新設する工場等の建築面積が500㎡以上(増設の場合は、従前の建築面積の20%以上を増設し、増設後の建築面積が500㎡以上)となり、かつ新規常用雇用者が5名以上となること	○企業立地雇用促進交付金 ・早島町内に住所を有する等の新規常用雇用者であり、交付申請時点で1年以上継続して雇用されている者1人につき20万円。(限度額100万円)
早島町企業立地雇用促進交付金交付要綱	H29.4	○早島町内に工場等を新設又は増設する場合であって、新設する工場等の建築面積が500㎡以上(増設の場合は、従前の建築面積の20%以上を増設し、増設後の建築面積が500㎡以上)となり、かつ新規常用雇用者が5名以上となること。	○企業立地雇用促進交付金 ・早島町内に住所を有する等の新規常用雇用者であり、交付申請時点で1年以上継続して雇用されている者1人につき20万円(限度額100万円)。

33445

岡山県

里庄町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
地域未来投資促進法に基づく県基本計画で指定する集積区域	—	課税免除	固定資産税	3年間
<地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例> 企業が地方活力向上地域に「特定業務施設(本社機能)」を移転・拡充する場合 【移転型】 東京 23 区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し「特定業務施設」を整備する事業 【拡充型】 地方にある本社機能を拡充し「特定業務施設」を整備する事業		不均一課税(減免) 【移転型】 (減税率) 1年目:4/4 2年目:3/4 3年目:2/4 【拡充型】 (減税率) 1年目:3/3 2年目:2/3 3年目:1/3	固定資産税	3年間

〈立地企業に補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
里庄町企業育成振興条例	H26.3	①新たに建設する生産施設面積が 500 m ² 以上であること ただし、増設の場合には、従前の面積の 20%以上を増設し、かつ増設後の面積が 500 m ² 以上であること ②操業を開始した日から1年を経過した日において、6か月以上就業している従業員数が、新設の場合 10 人以上、増設の場合は従前の従業員の 20%以上かつ5人以上増加し、増設後の従業員数が 15 名以上となること ③一の施設(一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋	奨励金 ○固定資産税の納税義務発生初年度から5ヶ年度 ○固定資産税相当額の 初年度 100/100 2年度 100/100 3年度 100/100 4年度 50/100 5年度 50/100

		若しくは構築物であって一団の土地にあるものに限る。)であって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。)及び当該施設の敷地である土地(平成26年1月1日以後に取得し、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該施設の建設の着手があった場合に限る。)の取得価額の合計額が、2億円(農林漁業関連業種に係るものにあつては、5千万円)以下であること。	
里庄町企業立地促進奨励金交付要綱	H27.10	<p>1 製造工場又は研究所等の建設のため、新たに町内の土地を取得し、工場等を建設する場合。製造工場は 3,000 m²以上、研究所等は 2,000 m²以上を新たに取得し、3年以内に建設に着手したもの(増設の場合は、新規取得から 10 年以内に着手)であること。</p> <p>2-(1) 製造工場の場合、新規常用雇用者が大企業は 30 人以上(中小企業は 10 人以上)で、かつ、固定資産投資額が大企業は 2 億円(中小企業は 1 億円)以上であること。</p> <p>2-(2) 研究所等の場合、新規常用雇用者が大企業は 10 人以上(中小企業は 5 人以上)で、かつ、固定資産投資額が大企業は 2 億円(中小企業 1 億円)以上であること。</p> <p>*1及び2の両方の条件を満たす必要がある。</p>	<p>企業立地促進奨励金</p> <p>1 設備奨励金 (新規) 家屋固定資産評価額×4.5/100 (増設) 家屋固定資産評価額× 2.25/100</p> <p>2 土地奨励金 (新規) 土地固定資産評価額×1.5/100 (増設) 土地固定資産評価額 ×0.75/100</p> <p>3 雇用促進奨励金 (新規・増設) 新規常用雇用者(1人あたり)×15万円</p> <p>4 限度額(新設)2.5億円 (増設)1.25億円</p>

33461

岡山県

矢掛町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700	課税免除	固定資産税	3年間
企業立地促進法に基づく県基本計画で指定する集積区域	—	課税免除	固定資産税(土地、家屋)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
矢掛町企業立地促進条例	S61.9	<p>①新たに建設する建築面積が500㎡(※事業所にあっては300㎡)以上であること</p> <p>・ただし、増設の場合には、従前の面積の20%以上を増設し、かつ増設後の面積が500㎡以上であること</p> <p>②操業を開始した日から1年を経過した日において、常時就業している従業員の数が、新設の場合10人以上、増設の場合、増設によって従業員数が10人以上となること</p> <p>・または、新たな固定資産投資額が1億円以上の工場等を新設もしくは増設した場合</p> <p>※岡山県企業立地促進等補助金の交付を受ける場合は、その金額を減</p>	<p>工場設置奨励金</p> <p>○対象者 工場の新設又は増設をした者</p> <p>○奨励金の額 新たに工場施設、土地に対し課される固定資産税相当額</p> <p>○交付期間 業務開始後(増設の場合は増設を完了した後)、新たに固定資産税を課される年度から3年間</p>
			<p>事業所設置奨励金</p> <p>○対象者 事業所の新設又は増設をした者</p> <p>○奨励金の額 交付期間は工場設置奨励金と同じ</p>
			<p>物流施設設置助成金</p> <p>○対象者 物流施設の新設又は増設をした者</p> <p>○奨励金の額 新たに物流施設、土地に対し課される固定資産税相当額</p> <p>○交付期間 業務開始後(増設の場合は増設を完了した後)、新たに固定資産税を課される年度から3年間</p>
			<p>雇用奨励金</p> <p>○対象者 工場の業務開始に伴い常時使用する従業員を新たに雇用したもの</p> <p>○奨励金の額</p> <p>・町内在住者 5万円/人</p> <p>・町外在住者 1万円/人</p>
		<p>水道助成金</p> <p>○対象者 工場の新設又は増設に伴い町の上水道の給水を受けた者(住宅部分を除く)</p>	

		<p>ずるものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この場合において、奨励金の額が補助金の20/80を下回る場合は補助金の20/80に相当する額を奨励金の額とする <p>※事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供が継続して行われている事業所で、総務省が規定する日本標準産業分類表のうち、情報通信業及び金融保険業の項目に掲げる事業所をいう 	<p>○奨励金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 水道料金の1/2相当額 ・増設 過去1年間の水道使用料を超えた部分 <p>○交付期間 業務開始後(増設の場合は増設を完了した後)3年間を限度とする</p> <p>○限度額 50万円/年</p> <hr/> <p>周辺整備促進助成金</p> <p>○対象者 工場の新設又は増設に伴い工場周辺(敷地外)の公共施設等を整備した者</p> <p>○公共施設等とは、当該工場敷地外の道路(橋梁及び側溝を含む)、用・排水路、河川、上水道</p> <p>○奨励金の額 整備に要する費用の1/2に相当する額</p> <p>○限度額 1,000万円</p> <hr/> <p>土地提供助成金</p> <p>○対象者 工場設置奨励金の対象となる工場用地又は物流施設設置助成金の対象となる物流施設用地として自己の所有する土地を提供した者若しくはその者に関係機関の承認を得て代替地として土地を譲渡した者又は矢掛町及び矢掛町土地開発公社が工場用地又は物流施設用地として先行取得する土地を譲渡した者</p> <p>○奨励金の額 譲渡所得に対して課される所得税額及び町県民税所得割相当額</p> <p>○限度額 100万円</p>
--	--	--	---

33586

岡山県

新庄村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
指定工場 (新庄村工場誘致奨励条例)	1,000 10	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
新庄村工場誘致奨励条例	S60.2	①投下固定資産額 1,000 万円以上 ②新規常用雇用者数 5人以上	助成金 ①固定資産税の免除 新增、設部分又は空き工場の利用に係る固定資産税について、最初に課すべき年度から3ヶ年を限度として課税免除 ②①に属する年度の翌年度以降5ヶ年間の固定資産税について、課税額の1/4以内に相当する額を交付
		上記の要件に加え、新增設に係る建物面積が 200 m ² 以上の場合	補助金 ○新增設に係る建築費及び機械装置、工具等の取得について、下記①、②により算出した額の合計額を交付 ①建築費に係る補助金 建築費の 1/2 以内で、建物面積1m ² 当たり 20,000 円以内 ②機械装置、工具等の取得費に係る補助金 取得費又は①の補助金の 1/2 の金額のいずれか低い額

33606

岡山県

鏡野町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
鏡野町企業誘致奨励条例		①新設企業 減価償却資産額 3,000 万円以上 新規常用雇用 10 人以上(半数は町内から) ②増設企業 減価償却資産額 3,000 万円以上 新規常用雇用 2割以上増加	奨励金 ○奨励金の額 投資部分についての固定資産税相当額以内 ○事業開始後(増設の場合は増設を完了した後)3年間を限度
鏡野町企業立地雇用促進奨励金交付要綱	H19.4	○公的団地用地に工場等を建設する場合 総敷地面積 1,000 m ² 以上 ○民有地に工場等を建設する場合 総敷地面積 2,000 m ² 以上 操業に伴う新規雇用者は30人(中小企業5人)以上	工場等建設促進奨励金 ○家屋(工場等の用に供する建物部分に限る)に係る固定資産評価額及び償却資産の取得額にそれぞれ以下の割合を乗じて得た額 公的団地用地 ・3年以内に着工 3% (津山産業・流通センターの場合 8%) ・3年超～10年以内に着工 1.5% (津山産業・流通センターの場合 4%) ・10年超で着工 対象外 民有地 ・3年以内に着工 1.5% ・3年超～10年以内に着工 0.75% ・10年超で着工 対象外

			<p>雇用促進奨励金</p> <p>○新規雇用者等1人当たり</p> <p>公的団地用地</p> <p>・30人 20万円</p> <p>・31～100人 25万円</p> <p>・101人以上 30万円</p> <p>民有地</p> <p>・30人 10万円</p> <p>・31～100人 12.5万円</p> <p>・101人以上 15万円</p> <hr/> <p>○限度額</p> <p>公的団地用地 2億円</p> <p>民有地 1億円</p>
--	--	--	--

33622

岡山県

勝央町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
企業立地促進法に基づく県基本計画で指定する集積区域	—	課税免除	固定資産税(土地、家屋)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
勝央町企業立地雇用促進奨励金	H19.10 H26.2 改正 H30.12 改正	○面積要件 ・公的団地用地 1,000 m ² 以上 ・民有地 先端技術工場・研究所等 2,000 m ² 以上 一般製造工場・物流施設 3,000 m ² 以上 ○投下固定資産額 ・民有地 中小企業1億円以上 大企業2億円以上 ※土地取得後3年以内に建設に着手するものに限る ※増設の場合は10年以内	奨励金 ○工場等建設促進奨励金 工場建設固定資産評価額と償却資産取得額に下記の割合を乗じた額 ・公的団地用地 3/100 ・民有地 3/100 ※増設の場合は上記それぞれの1/2 ○雇用促進奨励金 新規常用雇用者1人当たり ・公的団地用地 町内者 25万円 県内 20万円 ・民有地 町内者 25万円 県内 20万円 ○限度額 ・公的団地用地 2億円 ・民有地 1億円 ※増設の場合は上記それぞれの1/2

33623

岡山県

奈義町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
奈義町企業立地雇用促進奨励金交付要綱	H23.4	○公的団地 製造工場、物流施設、研究所の立地 土地取得面積 1,000 m ² 以上	○公的団地 ①工場等建設促進奨励金 家屋固定資産評価額×10% 償却資産取得額×10% (用地取得日から3年以内に着工) ②土地助成金 土地取得額×20% ③土地特別助成金 土地取得額×68.5% ※②+③=土地取得額の最大 88.5%を助成(要件の詳細は、奈義町に問い合わせること ④雇用促進奨励金 ・30人まで:20万円/人 ・31人から100人まで:25万円/人 ・101人以上:30万円/人
			○公的団地 限度額 3億円 (上記①～④を合計した額)

33643

岡山県

西粟倉村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
西粟倉村企業誘致 条例	S46.3	①新設企業 投下固定資産額 500 万円以上 ②増設企業 投下固定資産額 500 万円以上 新規常用雇用者数 従前に比べ3割以 上増加すること	奨励金 ○奨励金の額 投資部分についての固定資産税相当額 以内 ○交付期間 事業開始後(増設の場合は増設を完了し た後)3年間を限度

33663

岡山県

久米南町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
久米南町企業立地促進奨励金交付規則	H6.12	<p>1.先端技術工場</p> <p>①公的団地用地</p> <p>ア 新設をする場合は用地を取得した日から3年以内に、増設をする場合は当該工場の新設をするために用地を取得した日から10年以内に建設に着手すること</p> <p>イ 総敷地面積1,000㎡以上</p> <p>②民有地</p> <p>ア 新設をする場合は用地を取得した日から3年以内に、増設をする場合は当該工場の新設をするために用地を取得した日から10年以内に建設に着手すること</p> <p>イ 総敷地面積2,000㎡以上</p> <p>ウ 工場の建設に伴う固定資産投資額が5億円(中小企業2億円)以上かつ工場の操業に伴う新規常用雇用者が30人(中小企業10人)以上</p> <p>2.一般製造工場</p> <p>①公的団地用地</p> <p>先端技術工場と同じ</p> <p>②民有地</p> <p>ア 新設をする場合は用地を取得した日から3年以内に、増設をする場合は当該工場の新設をするために用地を取</p>	<p>企業立地促進奨励金</p> <p>【土地補助金】</p> <p>認定工場等に係る土地取得に要する経費(一括分譲に限る)</p> <p>○固定資産評価額×下記補助率</p> <p>公的団地用地 新設 3%</p> <p>増設 1.5%</p> <p>民有地 新設 1.5%</p> <p>増設 0.75%</p> <p>【設備補助金】</p> <p>認定工場に係る設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費</p> <p>○家屋に係る固定資産評価額</p> <p>×下記補助率</p> <p>公的団地用地 新設 9%</p> <p>増設 4.5%</p> <p>民有地 新設 4.5%</p> <p>増設 2.25%</p> <p>※限度額</p> <p>公的団地用地</p> <p>新設 中山間地域 5億円</p> <p>その他地域 3億円増設</p> <p>中山間地域 2.5億円</p> <p>その他地域 1.5億円</p> <p>民有地</p> <p>新設 中山間地域 2.5億円</p>

		<p>得した日から10年以内に建設に着手すること</p> <p>イ 総敷地面積が中山間地域で3,000㎡以上、その他地域は5,000㎡以上</p> <p>ウ 工場の建設に伴う固定資産投資額が中山間地域で2億円(中小企業1億円)以上、その他の地域は5億円(中小企業2億円)以上かつ工場の操業に伴う新規常用雇用者が30人(中小企業10人)以上</p> <p>3.研究所等</p> <p>①公的団地用地</p> <p>ア 新設をする場合にあっては用地を取得した日から3年以内に、増設する場合にあっては当該研究所等の新設するために用地を取得した日から10年以内に建設に着手すること。</p> <p>イ 先端技術工場と同じ</p> <p>②民有地</p> <p>ア 新設をする場合は用地を取得した日から3年以内に、増設をする場合は当該研究所等の新設するために用地を取得した日から10年以内に建設に着手すること</p> <p>イ 総敷地面積が2,000㎡以上</p> <p>ウ 研究所等の建設に伴う固定資産投資額が2億円(中小企業1億円)以上かつ研究所等の業務に伴う新規常用雇用者が10人(中小企業5人)以上</p>	<p>その他地域 1.5億円</p> <p>増設 中山間地域 1.25億円</p> <p>その他地域 0.75億円</p> <p>(土地補助金及び建物補助金とも同様)</p>
<p>久米南町物流施設誘致促進奨励金交付規則</p>	<p>H19.9</p>	<p>○町内の公的団地用地に物流施設の建設をしようとするものであって、下記の交付要件を満たすもの</p> <p>【新設の場合】</p> <p>土地取得後3年以内に建設に着手すること</p> <p>【増設の場合】</p> <p>①既存の敷地内で増設する場合</p> <p>新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手すること</p> <p>②既存の工場等の隣接地(公的団地用地に限る)を取得し、工場等を増設する場合</p> <p>隣接地(公的団地用地に限る)取得後3年以内に建設に着手すること</p>	<p>物流施設誘致促進奨励金</p> <p>【土地奨励金】</p> <p>認定物流施設に係る土地取得に要する経費(一括分譲に限る)</p> <p>○固定資産評価額×下記奨励率</p> <p>新設 3%、増設 1.5%</p> <p>【設備奨励金】</p> <p>認定物流施設に係る設備投資(家屋及び償却資産)に要する経費</p> <p>○家屋に係る固定資産評価額×下記奨励率</p> <p>新設 4.5%、増設 2.25%</p> <p>※限度額</p>

		<p>【土地取得面積】 1,000 m²以上</p> <p>【物流施設】 道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、 港湾運送業若しくは卸売業を営む者が自ら使 用するために建設する倉庫、配送センター又 は流通に伴う簡易な加工を行う事業場及び製 造業若しくは小売業を営む者が自ら使用する ために建設をする倉庫、配送センター又は流 通加工場であつて、工場若しくは店舗に併設さ れるものを除くもの</p>	<p>新設 3億円、増設 1.5 億円 (土地奨励金及び設備奨励金とも同 様)</p>
--	--	---	---

33666

岡山県

美咲町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域	2,700	課税免除	固定資産税	3年間
企業立地促進法に基づく県基本計画で指定する集積区域	—	課税免除	固定資産税(土地、家屋)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
美咲町企業誘致条例	H17.7	新設企業・増設企業 ○投下固定資産額 1,000 万円以上 ○常時使用する従業員数 2人以上(増設の場合、従業員が1割以上増加したもの)	奨励金 ○固定資産税相当額(事業開始の日の属する年度の翌年度から起算して3年間)
		○借地 上記新設企業・増設企業要件に該当する企業が借地に立地した場合	助成金 ○固定資産税相当額(立地等をした日の属する翌年度以降3年度分限り)

33681

岡山県

吉備中央町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
過疎地域	10,000	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
新吉備中央町企業立地促進奨励金交付規則	H19.10	<p>新たに用地(1,000 m²以上)を取得(賃貸)後、3年以内に工場の建設に着手すること。</p> <p>増設の場合、用地取得後 10 年以内に建設に着手すること</p> <p>①製造工場(新增設)</p> <p>ア 公的団地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積:1,000 m²以上 <p>イ 民有地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積:3,000 m²以上 ・固定資産投資額:2億円(中小企業 1 億円)以上 ・新規常用雇用者:30 人(中小企業 10 人)以上 <p>②研究所等(新增設)</p> <p>ア 面積:1,000 m²以上</p> <p>イ 民有地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積:2,000 m²以上 ・固定資産投資額:2 億円(中小企業 1 億円)以上 ・新規常用雇用者:10 人(中小企業 5 人)以上 	<p>企業立地奨励金</p> <p>設備奨励金</p> <p>○認定工場の生産施設等の家屋及び償却資産に係る固定資産評価額の合計額(福利厚生施設に関するものを除く。)に下の割合を乗じて得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 10/100 ・増設 5/100 <p>※民有地の場合はそれぞれ半額</p>
			<p>土地奨励金</p> <p>○認定工場等に係る土地の固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額(一括分譲によるものに限る。)に下の割合を乗じて得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 40/100 ・増設 20/100 <p>※民有地の場合はそれぞれ半額</p>
			<p>雇用促進奨励金</p> <p>○認定工場の操業開始に伴う新規常用雇用者 1 人当たり下の金額を乗じて得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 30 万円 ・増設 15 万円 <p>※福利厚生施設の投資額を上回らないこと</p>
			<p>○限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 3億円 ・増設 1.5 億円

			※民有地の場合はそれぞれ半額
新吉備中央町物流施設誘致促進助成金交付規則	H19.10	<p>公的団地に新たに用地(1,000 m²以上)を取得(貸借)し、その取得の日から3年以内に物流施設の建設に着手すること。増設の場合、用地取得後 10 年以内に建設に着手すること</p> <p>○業種要件 道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業、卸売業、製造業・小売業の物流施設(倉庫、配送センター又は流通過程における簡易加工場であって、工場若しくは店舗に併設されるものを除く)</p>	<p>物流施設誘致促進助成金</p> <p>設備助成金</p> <p>○認定物流施設に係る固定資産(土地及び福利厚生施設を除く)に要する経費</p> <p>・新設 1/100</p> <p>・増設 0.5/100</p>
			<p>土地助成金</p> <p>○認定物流施設に係る土地取得に要する経費(一括分譲に限る)</p> <p>・新設 1/100</p> <p>・増設 0.5/100</p>
			<p>雇用促進助成金</p> <p>○認定物流施設の操業開始に伴う新規雇用に要する経費</p> <p>・新設 新規常用雇用者1人あたり15万円</p> <p>・増設 新規常用雇用者1人あたり7万5,000円</p> <p>※福利厚生施設の投資額を上回らないこと</p>
			<p>○限度額</p> <p>・新設 3億円</p> <p>・増設 1.5億円</p>